川崎市教育委員会が行う選考試験等の個人別成績情報の提供に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う 選考試験等の個人別成績に関する情報提供(以下「提供」という。)について 必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、試験等の信頼性を確保 することを目的とする。

### (提供の対象となる試験等)

- 第2条 提供は次に掲げる試験及び検査について行う。
  - (1) 川崎市立学校教員採用候補者選考
  - (2) 川崎市立高等学校実習助手採用候補者選考
  - (3) 川崎市立高等学校入学者選抜
  - (4) 川崎市立高等学校転入学者選抜
  - (5) 川崎市立川崎高等学校附属中学校入学者決定

#### (提供の対象となる者)

- 第3条 提供は、前条第1号及び第5号に掲げる試験ついては受験案内で定める者に対して、前条第2号から第4号に掲げる試験等については当該試験等を受験し、提供を受けたい旨申し出た者(以下「申出人」という。)に対して行う。
- 2 申出人が本人であることの確認は、原則として受験票により行う。
- 3 申出は別表に定めるとおりとする。

## (提供の対象となる情報と提供方法)

第4条 提供の対象となる情報及び提供方法等は別表に定めるとおりとする。

## (受験者への周知)

第5条 提供の実施に関する受験者への周知については、受験案内への記載そ の他適切な方法により行うものとする。

### (その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。 附則

# (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月16日から施行する。
- 2 川崎市教育委員会が行う試験結果の簡易開示に関する要綱(平成5年1月 1日施行)は廃止する。

# 別表 (第3条及び第4条関係)

試験等の名称	所管課	提供の対象となる情報	提供の方法
川崎市立学校教員採用	職員部	受験案内で定める事項	受験案内で定める方法に
候補者選考	教職員課		より行う
川崎市立高等学校実習	職員部	不合格者の総合ランク	当該試験の結果通知に記
助手採用候補者選考	教職員課		載して行う
川崎市立高等学校入学	学校教育部	志願のてびきで定める	検査を受けた各高等学校
者選抜及び転入学者選	指導課	事項	において閲覧して行う
抜			
川崎市立川崎高等学校	総務部	適性検査の総得点	川崎市立川崎高等学校附
附属中学校入学者決定	教育改革		属中学校において閲覧し
	推進担当		て行う

# 備考(申出方法)

- 1 川崎市立高等学校実習助手採用候補者選考において、提供の申出は、受験申込書に必要事項を記入し、申込期間内に所管課に提出して行うものとする。
- 2 川崎市立高等学校入学者選抜及び転入学者選抜並びに川崎市立川崎高等学校附属中学校入学者決定において、提供の申出は、検査を受けた各高等学校 又は中学校において、合格発表の翌日から1か月以内に本人が口頭で行うも のとする。